

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和元年12月26日(木) 午前9時30分から午前10時45分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席15名、欠席4名)】 出席委員：1番藤田一義委員、3番大島博委員、4番原直治委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員 欠席：2番片山敏隆委員、5番園田岳彦委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席3名)】 出席委員：8番伊井一夫委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員 (以上 出席18名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、舟本同次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	10番 委員
	11番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.49～No.55 7件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて
No.30～No.39 10件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.54～No.64 11件
- 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.5～No.7 3件
- 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.804～No.805 2件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3018～No.3021 4件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5052～No.5055 4件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.262～No.415 154件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.11～No.21 11件
- 議 第5号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、5番園田岳彦委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔異議なし〕と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、10番伊藤委員及び11番福田委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 49番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆106㎡について、山林になっております。 50番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆505㎡について、山林になっております。 51番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆62㎡について、山林になっております。 52番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆158㎡について、山</p>

<p>議長</p>	<p>林になっております。 53 番根知地区の件ですが、根小屋地内の 1 筆 333 m²について、宅地になっております。 54 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰 1 丁目地内の 1 筆 5. 23 m²について、宅地になっております。 55 番糸魚川地区の件ですが、東寺町 3 丁目地内の 3 筆 981 m²について、宅地になっております。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について> 報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2 頁をご覧ください。 30 番下早川地区の件ですが、西谷内地内の 2 筆 353 m²について、労力不足のため休耕するものです。 31 番下早川地区の件ですが、東塚地内の 6 筆 2, 347 m²について、労力不足のため休耕するものです。 32 番下早川地区の件ですが、東塚地内の 3 筆 2, 254 m²について、労力不足のため休耕するものです。 33 番上早川地区の件ですが、吹原地内の 8 筆 522. 91 m²について、労力不足のため休耕するものです。 34 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の 14 筆 4, 712. 61 m²について、耕作に不便なため休耕するものです。 35 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の 15 筆 1, 095. 37 m²について、耕作に不便なため休耕するものです。 36 番上早川地区の件ですが、北山地内の 1 筆 519 m²について、高齢のため休耕するものです。 37 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺地内の 5 筆 879 m²について、労力不足のため休耕するものです。 38 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の 1 筆 984 m²について、規</p>

議長	<p>模拡大のため増反するものです。 39 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の 4 筆 2,731 m²について、労力不足のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について> 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。5 頁をご覧ください。</p>
	<p>54 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 2 筆 2,316 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 55 番西海地区の件ですが、粟倉地内の 2 筆 676 m²について、耕作に不便なため解約し、その後は保全管理するものです。 56 番今井地区の件ですが、岩木地内の 3 筆 4,810 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 57 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 13 筆 2,711 m²について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。 58 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 2 筆 851 m²について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。 59 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 1 筆 1,229 m²について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 60 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の 3 筆 217 m²について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 61 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の 1 筆 388 m²について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 62 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の 1 筆 623 m²について、耕作</p>

<p>議長</p>	<p>者（法人）が解散するため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>63 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆1,490㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>64 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の11筆5,606.91㎡について、経営継承のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>水島係長</p>	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について ></p> <p>報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>5番上早川地区の件ですが、大平地内の3筆2,763㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>6番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,451㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>7番木浦地区の件ですが、木浦地内の4筆1,756㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p> <p>水島係長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p> <p>報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>804番西海地区の件ですが、川島地内の6筆519㎡について、用途</p>

<p>議長</p>	<p>変更したいものです。申請地は、耕作に不便なため、畑として耕作したいものです。</p> <p>805 番糸魚川地区の件ですが、一の宮3丁目地内の1筆412㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市役所近くの市道片町線沿いの場所です。申請地は、稲作に不便なため、畑として耕作したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>日程第3＝付議事項</p>	
<p>議長</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、山本委員の案件を先に審議しますので、山本委員、退席をお願いします。</p> <p>〔山本委員退室〕</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>3021 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆171㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、農道小泊大王線近くの場所になります。申請人は、譲渡人から耕作地と隣接する農地を譲り受け、農地の集積・集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第</p>

	<p>3条第2項第5号の下限面積要件ですが能生谷地区の20 a 超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔山本委員入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。10 頁をご覧ください。 3018 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の2筆419 m²について、贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、姫川港近くの市道松原1号線沿いの場所になります。申請人は、譲渡人から耕作地と隣接する農地を譲り受け、農地の集積・集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが糸魚川地区の10 a 超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3019 番 3020 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆111 m²、同じく大沢地内の1筆50 m²について、交換による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、3019 番が大沢橋近く、3020 番が市道中江大そ線近くの場所になります。申請人は、農地を交換することで互いに耕作地が自宅に近くなり、耕作の効率化を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが能生谷地区の20 a</p>

	<p>超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。12頁をご覧ください。 5052番西海地区の件ですが、平牛地内の3筆637㎡について、店舗併用住宅建築敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線近くの場所になります。申請人は、妻の美容室を開業するため、祖母が所有する申請地を借り受け、店舗併用住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5053番糸魚川地区の件ですが、押上2丁目地内の2筆574㎡について、駅付帯施設整備用作業ヤードのための2年間の賃借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン沿いの場所になります。申請人は、駅付帯施設の整備に伴い、申請地を借り受け、作業ヤードとしたいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>

	<p>5054 番糸魚川地区の件ですが、押上2丁目地内の2筆 377 m²について、駅付帯施設敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン沿いの場所になります。申請人は、新駅整備に伴い、申請地を譲り受け、駅付帯施設を整備したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5055 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆 14 m²について、宅地拡張のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、県道西飛山能生線沿いの場所になります。申請人は、左官業を営んでおり、申請地と同時に隣接する土地・建物を譲り受け、申請地を屋外資材置場としたいものです。農地の区分は、カ-(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>262 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆 4,081 m²について、更新するものです。</p> <p>263 番下早川地区の件ですが、堀切地内の3筆 2,118 m²について、更新するものです。</p> <p>264 番下早川地区の件ですが、田屋地内の2筆 268 m²について、更新するものです。</p>

- 265 番下早川地区の件ですが、上覚地内の3筆4,082㎡について、更新するものです。
- 266 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆1,981㎡について、更新するものです。
- 267 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の4筆3,289㎡について、更新するものです。
- 268 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆337㎡について、更新するものです。
- 269 番下早川地区の件ですが、下出地内の4筆5,872㎡について、更新するものです。
- 270 番下早川地区の件ですが、下出地内の4筆4,170㎡について、更新するものです。
- 271 番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆2,663㎡について、更新するものです。
- 272 番下早川地区の件ですが、下出地内の3筆3,024㎡について、更新するものです。
- 273 番下早川地区の件ですが、下出地内の4筆3,937㎡について、更新するものです。
- 274 番下早川地区の件ですが、下出地内の3筆3,777㎡について、更新するものです。
- 275 番下早川地区の件ですが、下出地内の6筆7,668㎡について、更新するものです。
- 276 番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆3,407㎡について、更新するものです。
- 277 番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆2,250㎡について、更新するものです。
- 278 番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆1,243㎡について、規模拡大するものです。
- 279 番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆971㎡について、更新するものです。
- 280 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆528㎡について、更新するものです。
- 281 番下早川地区の件ですが、西塚地内の1筆413㎡について、更

新するものです。

282 番上早川地区の件ですが、土塩地内の3筆2,898 m²について、更新するものです。

283 番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆3,419 m²について、更新するものです。

284 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,632 m²について、更新するものです。

285 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の4筆3,662 m²について、更新するものです。

286 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆2,660 m²について、規模拡大するものです。

287 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の4筆3,192 m²について、規模拡大するものです。

288 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆967 m²について、規模拡大するものです。

289 番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆4,494 m²について、更新するものです。

290 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の2筆2,252 m²について、更新するものです。

291 番上早川地区の件ですが、北山地内の2筆1,036 m²について、更新するものです。

292 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆1,187 m²について、更新するものです。

293 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆795 m²について、更新するものです。

294 番上早川地区の件ですが、北山地内の2筆2,213 m²について、更新するものです。

295 番上早川地区の件ですが、砂場地内の1筆999 m²について、更新するものです。

296 番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆1,578 m²について、規模拡大するものです。

297 番上早川地区の件ですが、砂場地内の1筆581 m²について、更新するものです。

298 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,955㎡について、更新するものです。

299 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,883㎡について、更新するものです。

300 番上早川地区の件ですが、砂場地内の1筆814㎡について、更新するものです。

301 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,696㎡について、更新するものです。

302 番上早川地区の件ですが、北山地内の2筆826㎡について、更新するものです。

303 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の2筆1,033㎡について、更新するものです。

304 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の2筆1,766㎡について、更新するものです。

305 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆1,063㎡について、更新するものです。

306 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆750㎡について、更新するものです。

307 番大和川地区の件ですが、竹ヶ花地内の5筆1,786㎡について、更新するものです。

308 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆1,454㎡について、規模拡大するものです。

309 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆1,688㎡について、更新するものです。

310 番西海地区の件ですが、平牛地内の3筆1,690㎡について、更新するものです。

311 番西海地区の件ですが、平牛地内の6筆7,614㎡について、規模拡大するものです。

312 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆182㎡について、更新するものです。

313 番西海地区の件ですが、川島、成沢地内の7筆13,844㎡について、更新するものです。

314 番西海地区の件ですが、川島地内の2筆2,198㎡について、更

新するものです。

315 番西海地区の件ですが、川島地内の3筆1,582㎡について、更新するものです。

316 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,905㎡について、更新するものです。

317 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆1,267㎡について、更新するものです。

318 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆897㎡について、更新するものです。

319 番西海地区の件ですが、成沢地内の1筆613㎡について、更新するものです。

320 番西海地区の件ですが、成沢地内の4筆4,178㎡について、更新するものです。

321 番西海地区の件ですが、釜沢地内の3筆2,223㎡について、更新するものです。

322 番西海地区の件ですが、釜沢、田中地内の3筆3,585㎡について、更新するものです。

323 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆607㎡について、更新するものです。

324 番西海地区の件ですが、釜沢地内の2筆1,801㎡について、更新するものです。

325 番西海地区の件ですが、釜沢、田中地内の2筆2,459㎡について、更新するものです。

326 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆265㎡について、更新するものです。

327 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆546㎡について、更新するものです。

328 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆677㎡について、更新するものです。

329 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆480㎡について、更新するものです。

330 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆584㎡について、更新するものです。

331 番西海地区の件ですが、釜沢地内の2筆2,310㎡について、更新するものです。

332 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,973㎡について、更新するものです。

333 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の5筆2,486㎡について、更新するものです。

334 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の4筆2,077㎡について、更新するものです。

335 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の4筆1,388㎡について、更新するものです。

336 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の5筆2,670㎡について、更新するものです。

337 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰2丁目地内の2筆955㎡について、更新するものです。

338 番糸魚川地区の件ですが、南押上3丁目地内の4筆1,443㎡について、規模拡大するものです。

339 番糸魚川地区の件ですが、東寺町2丁目地内の3筆1,426㎡について、更新するものです。

340 番糸魚川地区の件ですが、東寺町2丁目地内の4筆2,002㎡について、更新するものです。

341 番糸魚川地区の件ですが、東寺町2丁目地内の2筆1,050㎡について、更新するものです。

342 番糸魚川地区の件ですが、東寺町2丁目地内の4筆1,860㎡について、更新するものです。

343 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,047㎡について、更新するものです。

344 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆405㎡について、規模拡大するものです。

345 番大野地区の件ですが、大野地内の6筆4,187.40㎡について、更新するものです。

346 番今井地区の件ですが、岩木地内の3筆4,810㎡について、規模拡大するものです。

347 番今井地区の件ですが、岩木地内の1筆3,014㎡について、規

模拡大するものです。

348 番今井地区の件ですが、大谷内地内の2筆4,273㎡について、規模拡大するものです。

349 番今井地区の件ですが、山本地内の2筆2,987㎡について、更新するものです。

350 番磯部地区の件ですが、徳合地内の10筆3,312㎡について、更新するものです。

351 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆866㎡について、更新するものです。

352 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の1筆946㎡について、更新するものです。

353 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の8筆7,462㎡について、更新するものです。

354 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の24筆6,505㎡について、更新するものです。

355 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の16筆4,460㎡について、更新するものです。

356 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の4筆3,847㎡について、更新するものです。

357 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の2筆1,636㎡について、更新するものです。

358 番磯部地区の件ですが、徳合地内の5筆2,989㎡について、更新するものです。

359 番磯部地区の件ですが、徳合地内の4筆583㎡について、規模拡大するものです。

360 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆1,123㎡について、規模拡大するものです。

361 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆2,437㎡について、規模拡大するものです。

362 番能生谷地区の件ですが、桂、鶉石地内の3筆4,389㎡について、更新するものです。

363 番能生谷地区の件ですが、桂地内の1筆994㎡について、更新するものです。

- 364 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆1,659 m²について、更新するものです。
- 365 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆2,312 m²について、更新するものです。
- 366 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆3,481 m²について、更新するものです。
- 367 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆341 m²について、更新するものです。
- 368 番能生谷地区の件ですが、槇地内の13筆2,711 m²について、規模拡大するものです。
- 369 番能生谷地区の件ですが、槇地内の2筆851 m²について、規模拡大するものです。
- 370 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,229 m²について、規模拡大するものです。
- 371 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の3筆217 m²について、規模拡大するものです。
- 372 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の13筆895.91 m²について、規模拡大するものです。
- 373 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆623 m²について、規模拡大するものです。
- 374 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆5,942 m²について、更新するものです。
- 375 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆2,501 m²について、更新するものです。
- 376 番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆2,992 m²について、更新するものです。
- 377 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆928 m²について、更新するものです。
- 378 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆2,613 m²について、更新するものです。
- 379 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆370 m²について、更新するものです。
- 380 番能生谷地区の件ですが、平地内の18筆3,421.52 m²について、

更新するものです。

381 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆1,082㎡について、更新するものです。

382 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆639㎡について、規模拡大するものです。

383 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆1,284㎡について、更新するものです。

384 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の3筆5,733㎡について、更新するものです。

385 番能生谷地区の件ですが、藤後、下倉地内の4筆5,773㎡について、更新するものです。

386 番能生谷地区の件ですが、槇地内の3筆2,534.61㎡について、更新するものです。

387 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の3筆2,680㎡について、更新するものです。

388 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆924㎡について、規模拡大するものです。

389 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆745㎡について、規模拡大するものです。

390 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の56筆26,533㎡について、規模拡大するものです。

391 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の11筆5,606.91㎡について、規模拡大するものです。

392 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆1,596㎡について、規模拡大するものです。

393 番青海地区の件ですが、須沢地内の6筆1,977㎡について、更新するものです。

394 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆452㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

395 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆575㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

396 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆149㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

- 397 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆817㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 398 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆153㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 399 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆2,646㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 400 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,551㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 401 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆776㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 402 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆5,203㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 403 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆1,069㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 404 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆2,954㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 405 番根知地区の件ですが、東中地内の3筆6,937㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 406 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆6,088㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 407 番根知地区の件ですが、上野山地内の3筆4,615㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 408 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆12,681㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 409 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆5,501㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 410 番根知地区の件ですが、別所地内の1筆811㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 411 番根知地区の件ですが、大神堂地内の4筆5,032㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 412 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆1,086㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 413 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆656㎡について、農地

	<p>中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>414 番能生谷地区の件ですが、物出、崩地内の3筆3,702 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>415 番能生谷地区の件ですが、物出、崩地内の3筆4,904 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
6 番松澤委員	<p>10a 当たりの対価がないものが多いと思いますが、それは小作料無しということで申請しているのでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>対価がないものは使用貸借という契約で、所有者の方は管理してもらえらるならそれで良いという方が多くなってきて、耕作者の方も対価を払って耕作するのは割に合わないということでお互い話し合っていて、使用貸借で契約しているものです。</p>
6 番松澤委員	<p>西海地区としても使用貸借が増えてきています。議案をみると、どの地区でも使用貸借が増えてきているのがわかります。</p>
8 番伊井推進委員	<p>私のところは使用貸借が多いです。宅地まわりに農地があり、押上、寺町区は管理するにあたり、少なくとも1年に1回は草刈りをしなくてはならないです。高齢になって自分で草刈りができないため、シルバー人材センターにお願いすると反当たり15,000円から20,000円程かかるので、もし田で耕作してくれる方がいらっしやれば使用貸借でもいいという方が多いです。</p>
議長	<p>他に、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、11件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、私の案件を先に審議しますので、退席させていただき、職務代理である松澤委員に議長をお願いします。</p>

議長（松澤）	<p>〔齋藤会長退室〕</p> <p>会長に代わり議長を務めさせていただきます。それでは事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。53 頁をご覧ください。</p> <p>21 番能生谷地区の件ですが、物出、崩地内の 6 筆 8,606 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長（松澤）	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長（松澤）	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長（松澤）	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。それでは、議長代理の役を解かせていただきます。</p>
議長 伊藤主査	<p>〔齋藤会長入室〕</p> <p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。48 頁をご覧ください。</p> <p>11 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の 2 筆 3,176 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>12 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 14 筆 2,146 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>13 番西海地区の件ですが、真木地内の 8 筆 6,370 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>14 番根知地区の件ですが、上野山、大神堂、蒲池、別所地内の 14 筆 19,410 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>15 番根知地区の件ですが、別所地内の 4 筆 7,468 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>16 番根知、小滝地区の件ですが、根小屋、東中、大所地内の 16 筆 28,966 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>17 番根知、小滝、今井地区の件ですが、東中、上野、大所、中谷内地内の 12 筆 29,651 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林</p>

	<p>公社から借り受けるものです。</p> <p>18 番今井地区の件ですが、西中、中谷内地内の 7 筆 8,888 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>19 番磯部地区の件ですが、徳合、仙納地内の 20 筆 6,168 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>20 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の 1 筆 2,997 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第 5 号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について></p> <p>議第 5 号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について、説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>議第 5 号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について、説明いたします。54 頁をご覧ください。</p> <p>今年も委員の皆さんから 7 月、8 月に調査を実施していただきましたが、その結果などに基づきまして、「農地」に該当しないと判断される土地についての審議をお願いしたいものです。</p> <p>対象となる土地は 2,632 筆、827,120.11 m²で、対象地、対象者は議案のとおりです。</p> <p>対象地の所有者の方には、当件のことについて事前に確認の通知をしており、異論のなかった件について議案にあげております。本日議決いただいた後は、該当者に非農地として決定した旨の通知を送付します。以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>
	<p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <p>・ 1/31(金) 午後15:00～ 201・202 会議室</p>
議長	<p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>